

第 22 回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

- 開催日時** 2020年6月25日(木曜日)
午後1時～
- 開催場所** フクラシア丸の内オアゾ
東京都千代田区丸の内1-6-5
丸の内北口ビルディング16階ホールB
(階及び会場が前回と異なります。)
- 議 案**
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第22回定時株主総会招集ご通知…………… | 1 |
| 株主総会参考書類…………… | 2 |
| (添付書類) | |
| 事業報告…………… | 11 |
| 連結計算書類…………… | 29 |
| 計算書類…………… | 32 |
| 監査報告…………… | 35 |

株主各位

東京都港区西新橋一丁目10番2号
株式会社Eストアー
代表取締役 石村賢一

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午後1時
 2. 場 所 フクラシア丸の内オアゾ
東京都千代田区丸の内1-6-5
丸の内北口ビルディング16階ホールB
（階及び会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://Estore.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役（監査等委員会、監査委員会）が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://Estore.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～18. （条文省略） 19. 金融業並びに有価証券の売買及びその媒介、取次、代理 20. ～27. （条文省略） | （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～18. （現行どおり） 19. 金融業、 <u>クレジット業</u> 、 <u>貸金業</u> 並びに有価証券の売買及びその媒介、取次、代理 20. ～27. （現行どおり） |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

い し む ら け ん い ち

石村 賢一

（1962年10月14日生）

所有する当社の株式数…………… 304,000株

【略歴、当社における地位及び担当】

再任

| | | | |
|----------|---|----------|-------------------------|
| 1986年4月 | (株)アスキー入社 | 1999年2月 | 当社設立 代表取締役（現任） |
| 1988年10月 | 同社社長室 広報担当、事業開発担当部長 | 2001年12月 | (株)インフォビュー 取締役 |
| 1990年12月 | (株)アスキーエクスプレス設立 取締役企画部長 | 2004年11月 | (株)パーソナルショップ設立 代表取締役 |
| 1991年12月 | (株)アスキーエアーネットワーク設立 代表取締役 | 2005年8月 | (株)ワイズワークスプロジェクト 取締役 |
| 1994年10月 | (株)アスキーネット 取締役 | 2005年10月 | (株)ユニコム設立 代表取締役（現任） |
| 1996年7月 | (株)アスキーインターネットサービス カンパニー 副事業部長 | 2006年7月 | (株)ECホールディングス 取締役 |
| 1998年6月 | セコム(株)入社 ネットワークセキュリティ事業部 スーパーバイザー | | |

【重要な兼職の状況】

該当なし

【取締役候補者とした理由】

石村賢一氏は、創業者であり、創業以来、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かし、当社の経営に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

石村賢一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

候補者番号

2

や な ぎ だ よ う い ち

柳 田 要 一

(1963年3月13日生)

所有する当社の株式数…………… 57,500株

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年4月 (株)リクルート入社
2004年6月 (株)リクルート退社
2005年9月 当社 入社
2006年6月 当社 取締役
2009年6月 当社 最高情報責任者(現任)
2018年6月 当社 常務取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

該当なし

【取締役候補者とした理由】

柳田要一氏は、営業系・管理系業務に関する、豊富な経験と見識を活かし、当社の経営全般やガバナンス体制の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

柳田要一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 2000年 5月 | ラピッドサイト(株) (現 GMOクラウド(株)) 入社 | 2010年 9月 | 同社 リテール本部本部長 同社 リテール営業部部長 |
| 2000年 7月 | (株)アイル (現 GMOクラウド(株)) 転籍 商品開発室長 | 2013年 2月 | アマゾンジャパン(株) (現 アマゾン ジャパン合同会社) ハードライン事業本部 D I Y & 工 具事業部 事業部長 |
| 2002年 4月 | 同社 事業開発部部長 | 2017年11月 | 当社 入社 |
| 2003年 4月 | 日本ジोटラスト(株) (現 GMOグ ローバルサイン(株)) 設立 取締役 | 2018年 4月 | 当社 執行役員 (現任) |
| 2006年10月 | Hosting & Security Inc. (現 GMO-Z. com USA Inc.) 取締役 | 2018年 8月 | (株)クロストラスト 監査役 (現任) |
| 2010年 8月 | 株式会社ワダックス (現 GMOク ラウド(株)) 取締役 | 2020年 1月 | (株)コマースニジュウイチ 代表取締 役社長 (現任) |
| | | 2020年 3月 | (株)ウェブクルーエージェンシー 取 締役 (現任) |

【重要な兼職の状況】

株式会社コマースニジュウイチ 代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

田中裕之氏は、IT及びEコマースに関する豊富な経験と見識を生かし、2017年に当社に入社して以来、マーケティング部門の責任者として当社の事業を牽引しており、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

田中裕之氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|----------|--|----------|-------------------------------------|
| 2007年4月 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社 | 2019年10月 | (株)ひらまつ 社外取締役(現任) |
| 2010年7月 | アドバンテッジパートナーズ有限責 任事業組合(現(株)アドバンテッジ パートナーズ)入社 | 2020年3月 | アークランドサービスホールディン グス(株) 社外取締役(現任) |
| 2014年12月 | (株)ピクセラ 取締役 | 2020年3月 | 日本パワーファスニング(株) 社外取 締役(現任) |
| 2016年10月 | (株)エムピーキッチン 取締役(現任) | | |
| 2016年10月 | J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR | | |
| 2018年1月 | アドバンテッジアドバイザーズ(株)出 向 取締役/プリンシパル(現任) | | |
| 2019年6月 | 当社 社外取締役(現任) | | |

【重要な兼職の状況】

アドバンテッジアドバイザーズ(株) 取締役/プリンシパル

【社外取締役候補者とした理由】

古川徳厚氏は社外取締役の候補者であります。同氏が社外取締役として数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見識を活かし、当社の経営に反映して頂くことが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社社外取締役に就任して本総会の終結の時をもって1年になります。

【特別な利害関係】

古川徳厚氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社と古川徳厚氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の再任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

いわで まこと
岩出 誠

(1951年2月19日生)

所有する当社の株式数…………… 24,500株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|---------|---|---------|---|
| 1977年4月 | 東京弁護士会登録 | 2005年9月 | (株)ドン・キホーテ 監査役 |
| 1986年5月 | 岩出総合法律事務所開設 所長 (現 ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー)(現任) | 2006年4月 | 青山学院大学 客員教授就任 首都大学東京法科大学院(現 東京 都立大学法科大学院) 講師(労働 法)就任(現任) |
| 1995年6月 | (株)ダイヤモンド・フリードマン社 (現 (株)ダイヤモンド・リテイルメ ディア) 監査役 | 2007年4月 | ドイツ(株) 監査役 |
| 1998年4月 | 東京簡易裁判所 民事調停委員 | 2008年4月 | 千葉大学法科大学院 客員教授(労 働法)就任 |
| 2000年3月 | 労働省労働基準局「社内預金に関す る研究会」専門委員 | 2016年6月 | 当社 社外取締役[監査等委員](現 任) |
| 2000年9月 | 当社 監査役 | 2018年4月 | 明治学院大学大学院 客員教授(現 任) |
| 2001年1月 | 厚生労働省 労働政策審議会 労働 条件分科会 公益代表委員 | | |

【重要な兼職の状況】

ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー

【社外取締役候補者とした理由】

岩出誠氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しており、また当社を含めて複数の会社の監査役として企業監査に携わった経験があります。同氏には、これまで経営判断において法律面から助言・提言をいただいております。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員]に就任して本総会の終結の時をもって4年になります(監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役としての在任期間は15年9か月となります)。また、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役[監査等委員]として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。

【特別な利害関係】

岩出誠氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社と岩出誠氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の再任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定であります。

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|---------|---|----------|-----------------------------------|
| 1991年9月 | アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入 社 | 1999年4月 | 同社 事業投資グループ |
| | | 2000年12月 | 中村公認会計士事務所開設 所長 (現任) |
| 1995年1月 | (株)マイツ (池田公認会計士事務所) 入社 | 2004年6月 | 当社 監査役 |
| 1995年7月 | 公認会計士登録 | 2015年10月 | 当社 常勤監査役 |
| 1996年1月 | 日本合同ファイナンス(株) (現(株)ジャ フコ)入社 | 2016年6月 | 当社 社外取締役[監査等委員](現 任) |
| | ジャフコ公開コンサルティング(株) (現 ジャフココンサルティング (株)) 出向 | 2019年2月 | (株)エクスマーション 社外取締役 [監査等委員] (現任) |
| | | 2019年3月 | J-S T A R(株) 監査役 (現任) |

【重要な兼職の状況】

中村公認会計士事務所 所長

【社外取締役候補者とした理由】

中村渡氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しておられるため、引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社社外取締役[監査等委員]に就任して本総会の終結の時をもって4年になります(監査等委員会設置会社に移行する前の当社監査役としての在任期間は12年となります)。また、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役[監査等委員]として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。

【特別な利害関係】

中村渡氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社と中村渡氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。また、同氏の再任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏と同様の契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

えちごや まゆみ
越後屋 真弓 (1965年8月29日生)

所有する当社の株式数…………… 3,300株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|---------|-----------------|----------|------------------------------|
| 1989年4月 | 青和特許法律事務所入所 | 2005年6月 | 当社 退社 |
| 1990年4月 | (株)アスキー入社 | 2005年11月 | 有限会社ティルハート設立 取締役 (現任) |
| 1994年4月 | F C B ジャパン(株)入社 | 2017年4月 | 学校法人東海医療学園附属総合臨床 センター 非常勤 |
| 1999年2月 | 当社 監査役 | | |
| 2000年6月 | 当社 取締役経営管理本部長 | | |

社外

【重要な兼職の状況】

該当なし

【社外取締役候補者とした理由】

越後屋真弓氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、E C事業及び管理系業務に関する、豊富な経験と知識を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能をより機能させるため、選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

越後屋真弓氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社は、越後屋真弓氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お お た つ ぐ や
太田 諭哉

(1975年12月16日生)

所有する当社の株式数……………

一株

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

社外

| | | | |
|----------|--|----------|-----------------------|
| 1998年4月 | 安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株)入行) | 2006年3月 | 税理士登録 |
| 2001年10月 | 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 | 2006年6月 | 税理士法人スパイラル設立 代表社員(現任) |
| 2005年2月 | (有)スパイラル・アンド・カンパニー(現 (株)スパイラル・アンド・カンパニー) 代表取締役社長(現任) | 2006年8月 | (株)シャノン 社外監査役 |
| 2005年3月 | 公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所 (現 スパイラル共同公認会計士事務所) 開業 | 2015年10月 | 当社 監査役 |
| | | 2017年11月 | (株)ジンズ 社外監査役(現任) |

独立

【重要な兼職の状況】

(株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長
税理士法人スパイラル 代表社員

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

太田諭哉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制及び経営の強化に活かしていただくために、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出る予定です。

【特別な利害関係】

太田諭哉氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

【責任限定契約】

当社は、太田諭哉氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、中期戦略の「案件の大型化と、販促サービス強化」に引き続き注力し、そこに人材と予算を集中させて、前年度比「増収減益の計画」を目指してきました。その結果、計画比では「減収増益」となり、売上高は4,852,935千円（前年同期比 1.6%減）、営業利益は478,056千円（同7.3%減）、経常利益は526,561千円（同9.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は367,794千円（同10.3%減）となりました。計画比で減収の要因は、新規大型案件への営業活動の遅れ、計画比で増益の要因は、人材投資等の投資遅れとなります。

従来より、コモディティー化している販売システムの注力低減と、需要確実な販促サービスの傾注でカバーしていく方針を掲げて参りましたが、今期は新規の販促サービス獲得についての大型案件営業に注力しました。しかし、ニーズ確実ながらも、新規営業のケイパビリティ不足により、販促サービスの収益貢献の遅れから計画比減収要因となりました。これを改善する他の方策としてのM&Aを同時模索した1年となり、2社のグループ経営基盤を整備しました。2020年1月に、大企業向けに専用ECシステムを提供する株式会社コマースニジュウイチ（以下C21）、3月に販促サービス領域において強い顧客基盤と高いクオリティを有する株式会社ウェブクルーエージェンシー（以下、WCA）の2社が加わったことで（いずれも100%の株式取得）、大型案件への対応能力の整備が完了しました。

C21は、大型クライアントに大型システムを提供している為、販促サービスの提供がプラス価値として提供できる事、WCAは、C21への販促サービスの提供はもとより、当社の販促サービスの提供の品質向上にも寄与する事から、グループ3社で補完し合い、シナジーを発揮出来る体制となり、システムもマーケティングも、中小企業から大企業まで、グループとして多様な顧客ニーズに対応可能となりました。なお、株式取得した2社の業績数値につきましては、2020年3月31日をみなし取得日としていますので、来期からの収益貢献となり、ここでの説明には一切の数値が含まれていません。

以下、主要な2つのセクター（販促サービス・販売システム）の詳細を説明いたします。

販促サービス：

注力事業としている、当該セクター（コンサルティング、ページ制作、宣伝広告などの運営受託を提供する）は、サービス強化を図ってきたことで、既存顧客からの継続受注および受注単価上昇と一定の成果が見込めました。一方、新規大型案件への営業活動において、受注までのリードタイムが計画よりも長い事や、その後の納品も同様に時間を要していることにより、売上計画未達となりました。以上の結果、売上高1,213,135千円（同2.0%増）となりました。

なお、来期からは当該の販促サービスセクターについて、WCAの全てであるマーケ事業が連結の対象となります。

販売システム：

ショップサーブ（カート事業：販売システム）は、構造転換を進め、量を求めず、直販ECに適した優良顧客獲得を行ってきました。そのため意図計画どおり累計利用店舗数が減少していますが、おなじく目論見通りに1店舗当たりの売上高は前年度比11%増と上昇しており、優良顧客へのシフトおよび販促支援がひきつづき奏功しています。また、既報のとおり、消費増税に伴う施策として「キャッシュレス・消費者還元事業」に参画していることで、当社決済代行サービスの利用が上昇しました。ただし、政府主導によるこのキャッシュレス消費者還元事業は、減収原因となる仕組み（原価にかかわる部分の事業者負担ルール）となっている為、フロウ収益は（計画内で）減少しました。以上の結果、ストック売上高1,687,809千円（同2.1%減）、フロウ売上1,918,025千円（同3.3%減）となりました。

なお、来期からは当該のシステムセクターについて、C21の全てであるシステム事業が連結の対象になります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は54,886千円で、その主なものは、サービス提供用サーバーの増強によるものです。なお、当社グループの消費税等に係る会計処理は、税抜方式によっているため、記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、主に自己資金により賄っております。また、当連結会計年度中に、子会社取得のための所要資金として、複数金融機関より長期借入金10億円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年1月29日付で株式会社コマースニジュウイチの株式を取得し、同社を連結子会社としました。

当社は、2020年3月2日付で株式会社ウェブクルーエージェンシーの株式を取得し、同社を連結子会社としました。

(5) 対処すべき課題

大企業から中小企業まで幅広くECの総合支援を担う企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な企業体制を構築することが、当社グループの対処すべき課題と認識しております。

・既存事業の収益の拡大

当社グループは、中期戦略である「より大型案件&より販促サービスを強化」の早期実現に向けて、大企業向けにECシステムを提供する株式会社コマースニジュウイチと販促サービス領域において強い顧客基盤と高いクオリティを有する株式会社ウェブクルーエージェンシーを2020年1月と3月に連結子会社化しております。この一連のグループ形成により、大企業から中小企業まで幅広く、柔軟に、顧客ニーズに対応できる体制が整いました。今後は、グループ全体でのシナジー効果を発揮し、収益拡大に努めてまいります。

・成長市場への新規事業および新商品開発による収益基盤の拡大

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比べ更なる収益拡大を図るために、主力事業のブランド力、顧客基盤および運営ノウハウを生かした新サービスやシナジー効果の高い企業などと連携し、事業領域の拡大を図ってまいります。

・人材の採用と育成

当社グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われまます。当社グループとしましては、採用市場における認知度向上や社内教育、人事制度の整備などにおいても積極的に取り組むことで、企業としてのブランドおよび企業価値向上に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第21期 2019年3月期 | 第22期 (当連結会計年度) 2020年3月期 |
|------------------------------|-----|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | | 4,932,291 | 4,852,935 |
| 経 常 利 益 (千円) | | 582,548 | 526,561 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円) | | 409,852 | 367,794 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 79.72 | 77.04 |
| 総 資 産 (千円) | | 4,495,560 | 7,237,986 |
| 純 資 産 (千円) | | 1,404,272 | 1,746,610 |

- (注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第20期(2018年3月期)以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
3. 当連結会計年度に株式取得した株式会社コマースニジュウイチ及び株式会社ウェブクルーエージェンシーについては、2020年3月31日をみなし取得日としているため、上記売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益に両社の業績は含めておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第19期 2017年3月期 | 第20期 2018年3月期 | 第21期 2019年3月期 | 第22期 (当事業年度) 2020年3月期 |
|----------------|-----|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円) | | 4,775,426 | 5,044,483 | 4,926,431 | 4,830,027 |
| 経 常 利 益 (千円) | | 401,764 | 582,215 | 524,424 | 430,963 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | | 285,506 | 411,528 | 359,169 | 291,665 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 55.32 | 79.73 | 69.86 | 61.10 |
| 総 資 産 (千円) | | 3,492,409 | 3,979,665 | 4,421,615 | 5,881,043 |
| 純 資 産 (千円) | | 1,173,178 | 1,462,504 | 1,353,590 | 1,504,747 |

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、大企業から中小企業まで幅広くECを総合的に支援するサービスを展開しており、主に「ECシステム」と「販促サービス」をドメイン事業として展開しております。

主なEC総合支援サービス

| 事業部門 | サービス分類 | 事業内容 |
|--------|--------|---|
| E C 事業 | ECシステム | 中小企業向けECシステム：開店、運営するために必要なお店ページ、ドメイン、メールから各種決済、並びに受注や顧客管理等がひとつになった汎用型のECシステムをASPで提供しています。 大企業向けECシステム：拡張性の高さを求める大企業のニーズに柔軟に対応できる、本格的なECサイトの構築・運用をトータルのサポートするパッケージ型のECシステムを提供しています。 |
| | 販促サービス | ページや広告宣伝などのビジュアルクリエイション、集客のための広告宣伝、レポートのためのメルマガ、流通に関わる倉庫やアレンジなどを提供しています。 |

(8) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

| 社名 | 事業所 | 所在地 |
|-------------------|---------|----------------------|
| 当社 | 本社 | 東京都港区 |
| | 札幌支社 | 北海道札幌市中央区 |
| | 大阪支社 | 大阪府大阪市中央区 |
| | 福岡支社 | 福岡県福岡市博多区 |
| | データセンター | ① 東京都新宿区 ② 東京都中央区 |
| 株式会社クロストラスト | 本社 | 北海道札幌市中央区 |
| 株式会社コマースニジュウイチ | 本社 | 東京都港区 |
| 株式会社ウェブクルーエージェンシー | 本社 | 東京都港区 |

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数の状況 280 (31) 名 (前期比137名増 (7名減))

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。

2. 臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 151名 (29名) | 8名増 (9名減) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。

2. 臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金(千円) | 当社の議決権比率 | 事業内容 |
|-------------------|---------|----------|------------------------|
| 株式会社クロストラスト | 50,000 | 100% | SSL証明書発行事業 |
| 株式会社コマースニジュウイチ | 200,024 | 100% | ECサイト構築 ソフトウェア開発・販売 |
| 株式会社ウェブクルーエージェンシー | 30,000 | 100% | 広告代理事業 |

(注) 1. 2020年1月29日に株式会社コマースニジュウイチの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2. 2020年3月2日に株式会社ウェブクルーエージェンシーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

特定完全子会社に関する事項

| 会社名 | 住所 | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|----------------|-----------------|----------|----------|
| 株式会社コマースニジュウイチ | 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 | 1,037百万円 | 5,881百万円 |

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行 | 330百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 300百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 300百万円 |
| 株式会社北洋銀行 | 100百万円 |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,308,800株
- (2) 発行済株式の総数 5,161,298株
- (3) 株主数 7,241名（前期末比4,320名増）
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数(株) | 持株比率(%) |
|--|-----------|---------|
| 株式会社ユニコム | 1,801,000 | 37.7 |
| 石村 賢一 | 304,000 | 6.3 |
| ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インtrinsic オポチユニティズ ファンド | 298,700 | 6.2 |
| ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズD ストック ファンド (プリンシパル オールセクター サポートフォリオ) | 168,300 | 3.5 |
| 日野 秀一 | 120,000 | 2.5 |
| 鈴木 智博 | 61,000 | 1.2 |
| 柳田 要一 | 57,500 | 1.2 |
| 飯田 政行 | 52,900 | 1.1 |
| 光通信株式会社 | 47,500 | 0.9 |
| 加藤 鉄雄 | 41,800 | 0.8 |

(注) 当社は、自己株式387,579株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
2018年11月8日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

| | |
|------------------------------|---|
| 社債に付された新株予約権の総数 | 49個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に記載する転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。 |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに払込は要しない。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同等とする。 ・転換価額は、1株あたり1,030円とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年11月29日から2023年11月28日まで |
| 割当先 | 第三者割当の方法により、発行したすべての新株予約権付社債を投資事業有限責任組合インフレクションⅠⅠ号Bに割り当てた。 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2020年3月31日現在)

| 地 | 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------------|----------------------------|---------|---------------------------------|
| 代 表 | 取 締 役 | 石 村 賢 一 | |
| 常 務 | 取 締 役 | 柳 田 要 一 | 最高情報責任者 |
| 取 | 締 役 | 古 川 徳 厚 | アドバンテッジアドバイザーズ(株) 取締役／プリンシパル |
| 取 | 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤) | 水 谷 克 彦 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | | 岩 出 誠 | ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | | 中 村 渡 | 中村公認会計士事務所 所長 |

- (注) 1. 取締役 古川徳厚並びに、取締役(監査等委員・常勤) 水谷克彦、取締役(監査等委員) 岩出誠及び取締役(監査等委員) 中村渡の各氏は、社外取締役であります。なお、水谷克彦氏、岩出誠氏及び中村渡氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役 古川徳厚氏は、取締役として数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見識を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために水谷克彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員・常勤) 水谷克彦氏は、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 岩出誠氏は、弁護士の資格を有しており、当社を含めて複数の会社において、監査役としての企業監査経験を有しております。
6. 取締役(監査等委員) 中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

| | 人 数(名) | 報酬額の総額(千円) |
|-----------------------------|--------|-----------------|
| 取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役) | 4(1) | 87,695(2,970) |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 3(3) | 16,830(16,830) |
| 合計(うち社外役員) | 7(4) | 104,525(19,800) |

- (注) 1. 上表には、2019年6月26日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)1名を含んでおります。
2. 2016年6月23日開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内。)と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。
3. 2016年6月23日開催の株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 古川徳厚氏が取締役を務めるアドバンテッジアドバイザーズ(株)と当社との間には、業績向上に向けた各種プロジェクトの企画・運営に関する業務委託契約に基づく取引があります。
- ・取締役(監査等委員) 岩出誠氏が代表パートナーを務めるロア・ユナイテッド法律事務所に所属する弁護士と当社との間には、顧問契約に基づく取引がありますが、同氏は当該顧問契約には含まれておらず、また当社の依頼案件に関与していません。
- ・社外取締役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況及び発言状況 |
|---------------------|---------|---|
| 取 締 役 | 古 川 徳 厚 | 2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見地からの助言、提言をいただいております。 |
| 取 締 役 (監査等委員・常勤) | 水 谷 克 彦 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席し、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を踏まえ、幅広い見地からの助言、提言をいただいております。 |
| 取締役(監査等委員) | 岩 出 誠 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。 |
| 取締役(監査等委員) | 中 村 渡 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

44,000千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2020年5月27日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり29円（前事業年度は1株当たり29円）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年に1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案のうえで判断していきます。

7. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社取締役会は以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（2006年5月24日初回決議、2016年6月23日改定決議）。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理にかなう企業活動を行うため、職務を遂行するうえで指針とする「行動規範」を定める。また、以下の体制を整備する。

- ① 職務権限規程に従い、特定の者への権限集中を回避し、内部牽制システムの確立を図る。
- ② 内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に任命された内部監査人が行う。
- ③ 法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、公益通報者保護規程を制定し、内部通報制度を確立する。
- ④ 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（文書管理規程、個人情報保護規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は、電磁的媒体に記録し、保存する。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社に係る組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応につき、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会がリスク管理に関する方針等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。当社及び当社子会社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。

当社及び当社子会社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、必要に応じ、法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析・対策の検討を行う。

- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、当社及び当社子会社に関して、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用を行う。
- (5) 当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の管理を行う。
 - ② 当社の関係会社の経営については、当社は、それぞれの自立性を尊重したうえで、関係会社管理規程に従い、関係会社の運営が適切に行われるよう管理するものとする。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の業務を補助するための使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査等委員会を補助する使用人の評価・人事異動については、監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社の子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、連携を図っていくものとする。

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定める。また、それに従い財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

- (13) 内部統制システムの運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社取締役会は、毎月1回開催しております。各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査等委員である取締役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社の監査等委員である取締役は、毎月開催される取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し業務の適切性の確認を行い、これらの結果について監査等委員会を開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 当社内部監査部門は、取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、職務が効率的に行われていることを定期的に監査し、監査等委員である取締役と監査実施状況や監査結果を相互に報告しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 4,970,225 | 流動負債 | 3,538,329 |
| 現金及び預金 | 3,288,953 | 買掛金 | 1,016,490 |
| 売掛金 | 1,287,962 | 短期借入金 | 30,000 |
| 仕掛品 | 110,256 | 1年以内返済長期借入金 | 130,008 |
| 貯蔵品 | 15,706 | 未払金 | 110,775 |
| 前渡金 | 11,506 | リース債務 | 5,550 |
| 前払費用 | 74,481 | 未払法人税等 | 148,013 |
| 暗号資産 | 11,015 | 前受金 | 90,669 |
| その他の金 | 171,518 | 預り金 | 1,855,400 |
| 貸倒引当金 | △1,175 | 賞与引当金 | 66,716 |
| 固定資産 | 2,267,761 | 受注損失引当金 | 9,540 |
| 有形固定資産 | 262,675 | その他の | 75,165 |
| 建物 | 130,206 | 固定負債 | 1,953,046 |
| 器具備品 | 106,552 | 新株予約権付社債 | 999,600 |
| リース資産 | 25,916 | 長期借入金 | 862,848 |
| 無形固定資産 | 1,117,218 | リース債務 | 23,648 |
| ソフトウェア | 92,824 | 資産除去債務 | 57,284 |
| のれん | 986,315 | その他の | 9,665 |
| その他の | 38,079 | 負債合計 | 5,491,376 |
| 投資その他の資産 | 887,866 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 198,690 | 株主資本 | 1,746,893 |
| 関係会社株式 | 202,363 | 資本金 | 523,328 |
| 長期前払費用 | 10,286 | 利益剰余金 | 1,548,009 |
| 繰延税金資産 | 101,910 | 自己株式 | △324,444 |
| 敷金保証金 | 374,615 | その他の包括利益累計額 | △283 |
| 破産更生債権等 | 15,518 | その他有価証券評価差額金 | △283 |
| 貸倒引当金 | △15,518 | 純資産合計 | 1,746,610 |
| 資産合計 | 7,237,986 | 負債及び純資産合計 | 7,237,986 |

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|---------|------------------|
| 売上高 | | 4,852,935 |
| 売上原価 | | 3,348,488 |
| 売上総利益 | | 1,504,446 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,026,390 |
| 営業利益 | | 478,056 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 170 | |
| 未払配当金除斥益 | 348 | |
| 暗号資産評価益 | 3,588 | |
| 持分法による投資利益 | 41,008 | |
| 受取精算金 | 4,299 | |
| 解約精算金 | 494 | |
| 雑収入 | 1,084 | 50,993 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,082 | |
| 為替差損 | 536 | |
| 解約手数料 | 677 | |
| 雑損 | 191 | 2,487 |
| 経常利益 | | 526,561 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 526,561 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 165,651 | |
| 法人税等調整額 | △6,884 | 158,767 |
| 当期純利益 | | 367,794 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 367,794 |

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------------------|---------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 523,328 | 1,203,610 | △324,161 | 1,402,777 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | △138,446 | - | △138,446 |
| 持分法の適用範囲の変動 | - | 115,051 | - | 115,051 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | - | 367,794 | - | 367,794 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | △282 | △282 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | - | - | - | - |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | 344,399 | △282 | 344,116 |
| 当 期 末 残 高 | 523,328 | 1,548,009 | △324,444 | 1,746,893 |

| | その他の包括利益 累 計 額 | 純資産合計 |
|---------------------------------|----------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | |
| 当 期 首 残 高 | 1,495 | 1,404,272 |
| 当 期 変 動 額 | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | △138,446 |
| 持分法の適用範囲の変動 | - | 115,051 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | - | 367,794 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | △282 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | △1,779 | △1,779 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △1,779 | 342,337 |
| 当 期 末 残 高 | △283 | 1,746,610 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,074,586 | 流動負債 | 2,487,439 |
| 現金及び預金 | 2,270,437 | 買掛金 | 244,885 |
| 売掛金 | 601,202 | 短期借入金 | 30,000 |
| 貯蔵品 | 15,552 | 1年以内返済長期借入金 | 130,008 |
| 前渡金 | 7,254 | 未払金 | 71,735 |
| 前払費用 | 55,128 | 未払費用 | 9,050 |
| 暗号資産 | 11,015 | 未払法人税等 | 89,725 |
| その他 | 115,171 | 前受金 | 51,049 |
| 貸倒引当金 | △1,175 | 預り金 | 1,852,409 |
| 固定資産 | 2,806,456 | その他 | 8,575 |
| 有形固定資産 | 113,489 | 固定負債 | 1,888,855 |
| 建物 | 29,671 | 新株予約権付社債 | 999,600 |
| 器具備品 | 83,818 | 長期借入金 | 862,848 |
| 無形固定資産 | 29,982 | 資産除去債務 | 26,407 |
| ソフトウェア | 29,782 | 負債合計 | 4,376,295 |
| その他 | 200 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 2,662,983 | 株主資本 | 1,505,031 |
| 投資有価証券 | 198,690 | 資本金 | 523,328 |
| 関係会社株式 | 1,798,574 | 利益剰余金 | 1,306,147 |
| 関係会社長期貸付金 | 400,000 | 利益準備金 | 84,416 |
| 長期前払費用 | 8,685 | その他利益剰余金 | 1,221,730 |
| 繰延税金資産 | 50,128 | 繰越利益剰余金 | 1,221,730 |
| 敷金 | 206,904 | 自己株式 | △324,444 |
| 破産更生債権等 | 13,680 | 評価・換算差額等 | △283 |
| 貸倒引当金 | △13,680 | その他有価証券評価差額金 | △283 |
| 資産合計 | 5,881,043 | 純資産合計 | 1,504,747 |
| | | 負債及び純資産合計 | 5,881,043 |

損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|---------|------------------|
| 売 上 高 | | 4,830,027 |
| 売 上 原 価 | | 3,396,527 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,433,500 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,011,832 |
| 営 業 利 益 | | 421,667 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 170 | |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益 | 348 | |
| 受 取 精 算 金 | 4,299 | |
| 解 約 精 算 金 | 494 | |
| 暗 号 資 産 評 価 益 | 3,588 | |
| 雑 収 入 | 2,883 | 11,784 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,082 | |
| 為 替 差 損 | 536 | |
| 解 約 手 数 料 | 677 | |
| 雑 損 失 | 191 | 2,487 |
| 経 常 利 益 | | 430,963 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 430,963 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 146,772 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △7,474 | 139,297 |
| 当 期 純 利 益 | | 291,665 |

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|---------------------|-----------|
| | 資 本 金 | 利益剰余金 | | |
| | | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 523,328 | 70,571 | 1,082,356 | 1,152,928 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | 13,844 | △152,291 | △138,446 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | 291,665 | 291,665 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | - | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | 13,844 | 139,374 | 153,219 |
| 当 期 末 残 高 | 523,328 | 84,416 | 1,221,730 | 1,306,147 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | |
| 当 期 首 残 高 | △324,161 | 1,352,094 | 1,495 | 1,353,590 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | △138,446 | - | △138,446 |
| 当 期 純 利 益 | - | 291,665 | - | 291,665 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △282 | △282 | - | △282 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | △1,779 | △1,779 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △282 | 152,936 | △1,779 | 151,157 |
| 当 期 末 残 高 | △324,444 | 1,505,031 | △283 | 1,504,747 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 E ストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村尚子 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原伸太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Eストアーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Eストアー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 E ストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村尚子 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉原伸太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Eストアの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月22日

株式会社Eストアー 監査等委員会

| | | |
|---------|------|---|
| 常勤監査等委員 | 水谷克彦 | Ⓔ |
| 監査等委員 | 岩出誠 | Ⓔ |
| 監査等委員 | 中村渡 | Ⓔ |

(注) 監査等委員 水谷 克彦、岩出 誠及び中村 渡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場のご案内

フクラシア丸の内オアゾ
東京都千代田区丸の内1-6-5
丸の内北口ビルディング16階 ホールB

TEL(03)6430-9355 (代)



交通機関のご案内

- ・ J R 「東京駅」 丸の内北口 目の前
- ・ 丸ノ内線「東京駅」直結
- ・ 東西線「大手町駅」直結

株主様用の駐車場をご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。